

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例(平成21年1月28日京都市条例第33号)(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)

卸売業者が販売の委託を受けた物品を販売した後、委託者(出荷者)から受け取る委託手数料につきましては、現在、国からの通達に基づき、条例等で一定の率を定めていますが、平成16年に卸売市場法の一部改正により卸売業者の事業活動に関する規制が緩和されたことに準じ、卸売業者が、委託者から収受する委託手数料の率を自ら定めることができることとするとともに、次のとおり手数料率について必要な措置を講じることとしました。

主な内容は、次のとおりです。

- 1 卸売市場法の改正趣旨を踏まえ、料率の上限、下限は設定せず、卸売業者が事前に手数料率を定め届け出ることとします。また、変更しようとするときも同様といたします。
- 2 開設者は、卸売業者に対し、届出に係る手数料率が当該卸売業者の経営に与える影響等について説明を求めることができることといたします。
- 3 開設者は、届出に係る手数料率が委託者に対して不当に差別的な取扱いをするものであるとき、その他卸売市場の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、当該手数料率を届け出た卸売業者に対して、当該手数料率の変更を命じることができることといたします。

この条例は、平成21年4月1日から施行することとしました。

なお、委託手数料の率の届出及びその準備行為は、この条例の施行前において実施したうえで施行することとしました。

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例を公布する。

平成21年1月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第33号

京都市中央卸売市場業務条例の一部を改正する条例

京都市中央卸売市場業務条例の一部を次のように改正する。

第46条中「第58条」を「第58条第1項前段」に改める。

第57条第2項第5号中「第58条第1項」を「第58条第1項前段」に改める。

第58条を次のように改める。

(委託手数料の率の届出等)

第58条 卸売業者が卸売のための販売の委託の引受けについて委託者から収受する委託手数料の額は、卸売価格の合計額に別に定める取扱品目ごとに卸売業者が定める率（以下「手数料率」という。）を乗じて得た額とする。この場合において、新たに定め、又は変更した手数料率は、別に定める日からこれを適用させるものとする。

2 卸売業者は、手数料率を定め、又は変更しようとするときは、別に定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

3 卸売業者は、手数料率を卸売場又は主たる事務所の見やすい場所に掲示しなければならない。

4 市長は、この条例の施行に必要な限度において、第2項の規定により届け出た卸売業者に対し、同項の届出に係る手数料率が当該卸売業者の経営に与える影響その他必要な事項について説明を求めることができる。

5 市長は、第2項の届出に係る手数料率が委託者に対して不当に差別的な

取扱いをするものであるときその他卸売市場の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがあると認めるときは、当該手数料率を届け出た卸売業者に対して、当該手数料率の変更を命じることができる。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

##### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市中央卸売市場業務条例第58条第2項の届出及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同条の規定の例により行うことができる。

(産業観光局中央卸売市場第一市場管理課)